

国際・国内動向

私は、賃金、労働時間、女性と労働に関連するセッションを重点的に選択して出席したが、1つの部屋は20名ほどの参加で、膝をつき合わせてのミーティングという感じであった。「女性と労働」を例にとると、これがさらに「ジェンダー賃金格差とキャリア動機」と「家事労働と差別」という2つのセッションに分けられて計8本の報告（うち英国から3本、フランス、ドイツ、ノルウェー、スウェーデン、アイルランドから各1本）があったが、テーマは、ジェンダー賃金ギャップ、労働市場における賃金差別、男女賃金差別、賃金格差への家事労働の影響、その他類似テーマで、日本でと変わらず興味をよぶ。

しかし、報告者の多くは、30歳代から40歳代の若手ないし中堅と見られ、報告内容も現実の興味ある分析、あるいは経済・社会政策への貢献といえるかは疑問に思われるものもあった。

というのは、問題関心は、男女間の賃金ギャップ・格差・差別の要因分析等の狭い「学術的扱い」であり、仮説が表面的・断片的で、現実の問題構造のごく一部分を数量的にのみ扱っているという感が否めなかったからである。すなわち、まずミクロ経済理論をフレームとして仮説をたて、統計的検定の可能なモデルに具体化し、数量的実証として、政府統計機関あるいは民間有数調査機関の大規模なマイクロ

(個体) データを使用して、利用者による再集計で、モデルに変数をあてはめ計算し、その結果仮説が証明されたという結論を下す、という手法をとる。このパターンは基調報告、講演、15本のテーマのすべてに貫かれており、例外はごくわずかであった。またこの手続きは、国際的・国内的にもかなりの潮流をなしている。ただし使用データ（英国世帯パネル調査、英国雇用調査、スウェーデン生活水準調査、収入動態パネル調査等マイクロデータ、ロンジチュージナルデータ）は日本の先を行っている。前提のフレームや実証仮説と方法はともかく、労働・生活に関するロンジチュージナルデータの蓄積と活用は、世界的にも労働経済学をはじめ社会科学的実証での大きな方向になりつつある。日本でのこの種の研究も使用データで遅れをとってはなるまい。総会では、東欧転換期の国の研究者の特別援助が課題になっていた。

第1夜はスナックパーティ、第2夜は市庁舎歩いてビールレセプション、第3夜は、ブルージュの鐘堂ホールでの晩餐の後、運河遊覧。なぜか参加者全員、霧のブルージュを夜中まで彷徨い歩かされたが、翌朝は皆何食わぬ顔で会議に現れ、主催者も平然としていたのに恐れ入った。

(理事・昭和女子大教授)

動き始めた中国における社会保障の制度構築

焦 培欣

社会保障制度構築の必要性

中華人民共和国成立当時の指導者たちは、旧ソ連型社会主義建設の道を選ぶことを決定したため、都市部における労働者の失業・低賃金問題や農村部における小作農の生活問題は雇用と所得が保障される集権的計画経済メカニズムの確立によって解消できるという認識のもとで、総合的な社会保障制度を制定しなかった。ただし、老齢、疾病、労働災害及び他の予期せぬ社会的リスクによって国民生活が脅か

される場合の対応策として、政府は1950年代以降、都市部における大企業労働者と国家機関・軍人などの労働者を対象とする社会保険制度をそれぞれ制定し、また都市部と農村部における貧困者を対象とする社会救済制度も設立した。

ところが、1979年以降の「改革・開放」政策は、それまでの社会保険や社会救済の存続基盤たる計画経済メカニズムを変更させるとともに、これらの諸制度では対応できない新たな国民生活問題を生み出し、社会保障制度構築の必要性を浮上させた。以下

その要点を述べる。

第1に、農村部における生産請負制の確立は、農家にたいし生産・経営の自主権及び職業選択権を賦与するとともに、余剰労働力の他産業や都市部への移動を可能にした。そのため、経営上の失敗によって貧困に陥った家庭の生活問題や、人口移動によって農村部に残された高齢者の生活問題が出現した。しかし、従来の農村社会救济制度は、その基盤をなしていた集団経済の崩壊にともなってマヒ状態に陥ったため、制度の改革が迫られることになった。

第2に、都市部における国有企業の経営メカニズムの転換という改革は、従来、国家計画と行政指令に基づいて生産经营活动を行う国有企業を、独立した企業法人として市場需給状況に基づいて经营活动を行う国有企業に変えることであった。この変革にともなって、従来の労働就業制度や賃金分配制度の改革が不可避となり、企業内余剰雇用の削減や経営管理の悪い企業の倒産も認められるようになった。そのため、失業という社会的リスクは存在しないという前提条件のもとで設立された従来の社会保険制度や社会救济制度では、失業者や退職者の生活問題に対応できないことになった。

第3に、都市部における経済改革に伴って急速に発展してきた私営企業・合資企業の労働者及び自営業者にたいする社会保険未適用問題は、これらの労働者の生活不安の源となるだけではなく、国有企業の余剰労働者の非国有経済への移動を阻害する要因ともなったので、放置できなくなった。

上述の諸問題は、経済改革の成否及び社会の安定に直接関わっており、国民諸階層はその問題に大きな関心を寄せた。そこで、政府は、1986年4月12日開催の第6期全国人民代表大会第4回会議で採択された「国民経済と社会発展に関する第7次5ヶ年計画（1986～90年）」（以下第7次5ヶ年計画と略す）の中で、初めて「本計画の期間中に、中国的特色をもつ社会保障制度のひな形を確立する」という新たな政策目標を設定した。

第二次世界大戦後の資本主義諸国における社会保障の制度構築は、どの国においても、まったくのゼロから出発したのではなく、基本的にはそれまでに歴史的に形成されていた既存の生活保障機能をもつ

諸制度を素材として利用しながら、それらに対し、社会保障の政策目的たる「生存権保障」の実現という観点から抜本的改革を加えた上で、それらを総合化するという方向で行われたものである。1986年以降の中国における社会保障の制度構築も例外ではなく、それまでの社会保険制度と社会救济制度を社会保障制度の構成要素として再編するための改革から始まったものである。そこで、小論では、社会保障の制度構築のために、第7次5ヶ年計画と第8次5ヶ年計画（1991～95年）期間中に従来の社会保険制度と社会救济制度に対して加えられた諸改革の内容を簡単に紹介し、第9次5ヶ年計画（1996～2000年）以降における社会保障の制度構築の方向性についてを展望しておきたい。

第7次および第8次5ヶ年計画期間中の改革実験

社会保障の制度構築のための社会保険制度改革としては、第1に、企業労働者を対象とする社会保険制度の財源を安定的に確保するための制度改革が特記されなければならない。すなわち、市・県レベルの社会保険機構によって、国营企業の保険拠出金を統一的に調達し、給付も統一的に支給することを内容とする老齢年金基金の社会統合と、国营企業の契約労働者に拠出金の一部を負担させるという被保険者拠出制の導入が試みられたことである。第2に、経済メカニズムと労働就業制度の改革によって生じる失業者の基本生活を保障するために、國務院が86年7月12日の「国营企業労働者失業（待業）保険暫定規定」に基づいて、企業単独負担の失業保険制度を創設したことである。そして第3に、社会救济分野では、貧困地区の経済発展の環境を改善するとともに、一部の貧困家庭を扶助することによって貧困から脱却させることを目的とする貧困扶助活動が全国規模で展開されたことである。

社会保障の制度構築のために行われた第8次5ヶ年計画期間中の改革は、第7次5ヶ年計画期間中に行われた改革実験を引き継ぐと同時に、それを深化させたことである。

具体的には、まず社会保険分野における老齢保険制度の改革であるが、これは、95年3月1日に「企

国際・国内動向

業労働者の老齢保険制度改革深化についての通達」の公布を境として2つの段階に区分することができる。第1段階（1991～95年）は、主に国務院が1991年6月26日に公布した「企業労働者の老齢保険制度改革に関する決定」に従って、それまでの老齢保険基金の統合範囲を市・県レベルから省レベルへと拡大するとともに、基本老齢保険拠出金の一部をすべての被保険者に負担させるようにした。第2段階（1995年から）は、社会主義市場経済メカニズムに適合する社会保険制度を設立するために、「企業労働者の老齢保険制度改革深化についての通達」に従って、社会統合と個人口座と結び付ける基本老齢保険制度改革案の実施であった。

次いで医療保険制度改革であるが、これも95年1月1日に江西省の九江市と江蘇省の鎮江市で開始した社会統合と個人口座と結び付ける医療保険制度改革実験を境として2つの段階に区分することができる。第1段階（92～94年）は、それまでの医療給付の財源が各企業の経営状況によって左右されていることを改め、安定的な財源調達制度を設立するために、労働部の1992年3月19日に下達した「重病医療費の社会統合の試行に関する意見」に従って、重病医療費の社会統合の試行であった。第2段階は、市場経済メカニズムに適合する新たな医療保険制度を設立するために、社会統合と個人口座と結び付ける医療保険制度の実験であった。

そしてさらに、失業保険制度改革としては、86年7月12日「国営企業労働者失業（待業）保険暫定規定」の問題点を克服するために、国務院は、1993年4月12日に110号令で「国有企業労働者の失業保険規定」を公布した。社会救済分野では、従来の五保扶養制度を経済改革後の農村経済状況に適応させるとともに、その扶養対象たる「三無人員」の最低生活を確保するという趣旨のもとで、「農村五保扶養条例」を制定し、またアモイ、青島などの経済が比較的に発達した都市で、社会救済制度にシビル・ミニマム（最低生活保障線制度）の導入を試みた。

社会保障の制度構築についての展望

以上で見たように、市・町部における市民の社会保障制度と農村部における農民の社会保障制度を分

けて構築するという方針に従って、企業労働者を対象とする社会保険制度と、都市・農村社会救済制度にたいし、それぞれの改革を行っているが、社会サービス制度にはいまだに及んでいない。第7次5ヶ年計画期間と第8次5ヶ年計画期間の10年間の模索を経て、「国民経済と社会発展第9次5ヶ年計画と2010年長期目標要綱」は今後15年間における社会保障制度構築の目標を明確に規定した。

制度構築の目標は、「第9次5ヶ年計画期間中に、老齢、失業と医療保険制度改革を速め、社会保険、社会救済、社会福祉サービス、軍人の傷亡救恤・就業配置と社会的互助・個人貯蓄的保障と結び付ける多段階的な社会保障制度を初歩的に形成し、今後15年間に、「比較的りっぱな社会保障体系を形成することである」¹⁾。上述の目標を実現するために、第9次5ヶ年計画期間中に試みられる制度構築のための改革は次のようである。

先ず社会保険分野における老齢保険制度改革として下記のことが挙げられる。

(1) 企業労働者を対象とする社会保険制度改革の目標は国家基本老齢保険、企業補充的老齢保険と個人貯蓄的老齢保険を結び付ける老齢保険体系を設立することである。改革の主な内容は、社会統合と個人口座と結び付ける企業労働者基本老齢保険制度それ自体を統一しながら、その実施範囲を市・町部におけるあらゆる種類の企業労働者と個人経営者まで拡大する。

(2) 国家機関や事業部門などの労働者を対象とする社会保険制度改革を模索する。

(3) 農民を対象とする任意加入の老齢保険制度の実施範囲を経済発展に伴って漸次広げていく。

次いで失業保険制度改革であるが、その内容は、その適用範囲を市・町部におけるあらゆる種類の企業労働者と国家機関・団体・事業部門の労働者まで拡大するとともに、企業単独負担の失業保険基金の使用範囲問題を改善することである。

さらに、医療保険制度改革の内容は、社会統合と個人口座と結び付ける医療保険制度の実験範囲を拡大するとともに、基本（最低）医療給付ラインや、労使双方の拠出率、給付率及び医療機構の改革を模索することである。

社会救済分野における改革の方向は、実定法化に向けて進みながら、市・町部と農村部におけるすべての貧困者を対象とし、各地域の格差を反映するシビル・ミニマムを全国規模で確立していくことである。

注1) 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1998、3、4ページ

参考文献

- [1] 王占臣・任凡主編「社会保障法全書」上・下巻、改革出版社、1995年。
- [2] 中国社会保障制度総覧編集委員会、「中国社会保障制度総覧」、中国民主法制出版社、1995年。
- [3] 中国法制出版社編「中華人民共和國社会保険法規選編」、中国法制出版社、1995年。
- [4] 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1996、1～6
- [5] 中国人民大学書報センター「社会保障制度」C41 月刊誌、1998、1～6

(中央大学大学院博士過程)

くらしと雇用を守る国民の共同をどうすすめるか

—第3回地域政策研究全国交流集会報告—

大須 真治

第3回地域政策研究全国交流集会の準備

第3回地域政策研究全国交流集会は、「雇用と就業、地域経済を考えるシンポジウム」と題して、1998年10月9、10日の2日間、全労連と労働総研が主催し、北海道で開催された。この研究交流集会は、1995年9月に第1回が開催されて以来、今回で第3回となる。集会の開催にあたって、過去2回の経験をふまえ、全労連と労働総研そして開催地の北海道労連との間で、集会の運営、解明すべき課題をめぐって打ち合わせが重ねられた。これが集会に大きく反映され、議論を一定の方向にしぼり、かみ合わせ、その質を飛躍的に高める役割を果たした。

準備の過程で、北海道の経済、雇用・失業、地域の状況等についての事前調査も行われた。この調査は全労連、労働総研、北海道労連そして北海道の活動家・研究者が参加し、地元労働組合や政党の全面的な協力で実施され、地域の労働者、農民、業者、住民のくらしと仕事の実態を明らかにした。調査結果は、特別調査として集会で報告され、議論を深める資料として大きな役割をはたした。

この集会をめぐる状況はどのようなものであったかという、大企業を中心に人減らし「合理化」が強行され、雇用の不安定化が進められる一方、長引く不況のもとで、企業倒産や工場閉鎖などで失業者

が増大し、完全失業率は、98年4月に4%を超え、その後も悪化を続け、失業はかつてなく深刻な問題となっていた。多くの労働者や農民、自営業者、そしてその家族の生活は危機的な状況に陥っていた。こうした国民生活の危機に、政府がなんら有効な施策を打ち出さない中、全労連は7月に雇用危機を突破するための「緊急雇用対策(案)」を発表していた。これをどのように具体化し、労働組合として今後さらに強力なたたかいをどのように進め国民生活の安定を実現していくべきか明確な方向を打ち出すことが集会に、求められていたのである。

こうした状況を受けて、第3回集会の目的として次のようなことが主催者の間で確認された。それは、北海道に典型的に現れている深刻な失業・雇用情勢、地域経済の実態を現地調査をも踏まえて分析・典型化する事によって、全国各地で展開されている失業反対、雇用改善のたたかい、営農や経営、地域経済を守る運動との共通点を確認し、勤労者・国民が陥っている労働と就業、生活の危機的状況を打開する要求・政策と運動の基本方向を確認し、新しいたたかいの発展を期すること、であった。

この目的のために、集会には特別報告と4つの基調的な報告が用意された。

特別報告として道労連政策調査室長片岡克己氏から「北海道現地調査報告」が行われ、13万人北海道